

地域計画

策定年月日	令和7年5月12日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町大蔵地域 (高瀬区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	12.78 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	8.63 ha
② 田の面積	7.25 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.85 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.22 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	2.34 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.24 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農作物は主に水稻である
- ・当地区の耕作者の多くは高齢であり、徐々に離農していく傾向にあるが、現在は認定農業者1名が当地区内農地の大半を引き受けている
- ・圃場整備はすでに行っているものの、年数が経過しているので水路等の老朽化が進んでいる
- ・農地の一部では揚水ポンプで水を流している区域があり、電気代等の増による負担が増えている

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・現在水稻が主要作物であり、今後も水稻中心に栽培していくこととなるが、新規栽培作物の導入も検討しなければならない
- ・遊休農地が発生しないように、農用地の状況、耕作者の状況を確認して農地の集積・集約化を行う

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地区内の営農状況を把握し耕作者及び農地所有者の意見を聞きながら効率的な農地利用を目指す ・地区内の営農状況を把握し遊休農地を発生させないよう農地集約を進める			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	62	%	将来の目標とする集積率
			65 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用して担い手を確保し、地区内の農地の有効活用、遊休農地の解消、担い手ごとの農地集積・集約化を図る			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・地区内の農地について所有者の状況の耕作状況や今後の利用方法を予測、把握し遊休農地の発生を防止するためにも農地の集積・集約化を考え、効率的な活用を目指す
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構について、制度や仕組み等を考察し、遊休農地の発生を防止するためにも活用を考える必要がある。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備については、地区内農地のほとんどが完了しているものの、水路等の施設が老朽化しているため対策を協議、検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・農地所有者や担い手の意向を確認しながら育成に取り組む。 ・他地域の認定農業者の確保も大切である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・今後、検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①現在設置している鹿、猪の侵入防止柵について点検及び修繕を随時行う。
③農作業の効率化、省力化を図るためスマート農業の導入を検討したい。
⑦現在維持管理を行っている農地は、多面的機能支払制度を活用し維持管理を継続していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	認定農業者A	水稻・芝生	7.90 ha	ha	水稻・芝生	8.28 ha	ha	黄	
利用者	その他農業者A	水稻	0.13 ha	ha		ha	ha	黄	
利用者	その他農業者B	水稻	0.10 ha	ha		ha	ha	黄	
利用者	その他農業者C	水稻	0.19 ha	ha	水稻	0.19 ha	ha	緑	
利用者	その他農業者D	水稻	0.17 ha	ha		ha	ha	黄	
利用者	その他農業者E	水稻・野菜	0.63 ha	ha	水稻・野菜	0.63 ha	ha	緑橙	
利用者	その他農業者F	水稻・野菜	0.37 ha	ha	水稻・野菜	0.37 ha	ha	緑橙	
利用者	その他農業者G	野菜	0.10 ha	ha	野菜	0.10 ha	ha	橙	
利用者	その他農業者H	野菜	0.03 ha	ha	野菜	0.03 ha	ha	緑	
利用者	その他農業者I	水稻	0.18 ha	ha	水稻	0.18 ha	ha	緑	
利用者	その他農業者J	野菜	0.07 ha	ha		ha	ha	紫	
利用者	その他農業者K	水稻	0.10 ha	ha	水稻	0.10 ha	ha	緑	
利用者	その他農業者L	水稻	0.22 ha	ha	水稻	0.22 ha	ha	緑	
利用者	その他農業者M	水稻	1.34 ha	ha	水稻	1.34 ha	ha	緑橙紫	
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		11.53 ha	0.00 ha		11.44 ha	0.00 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

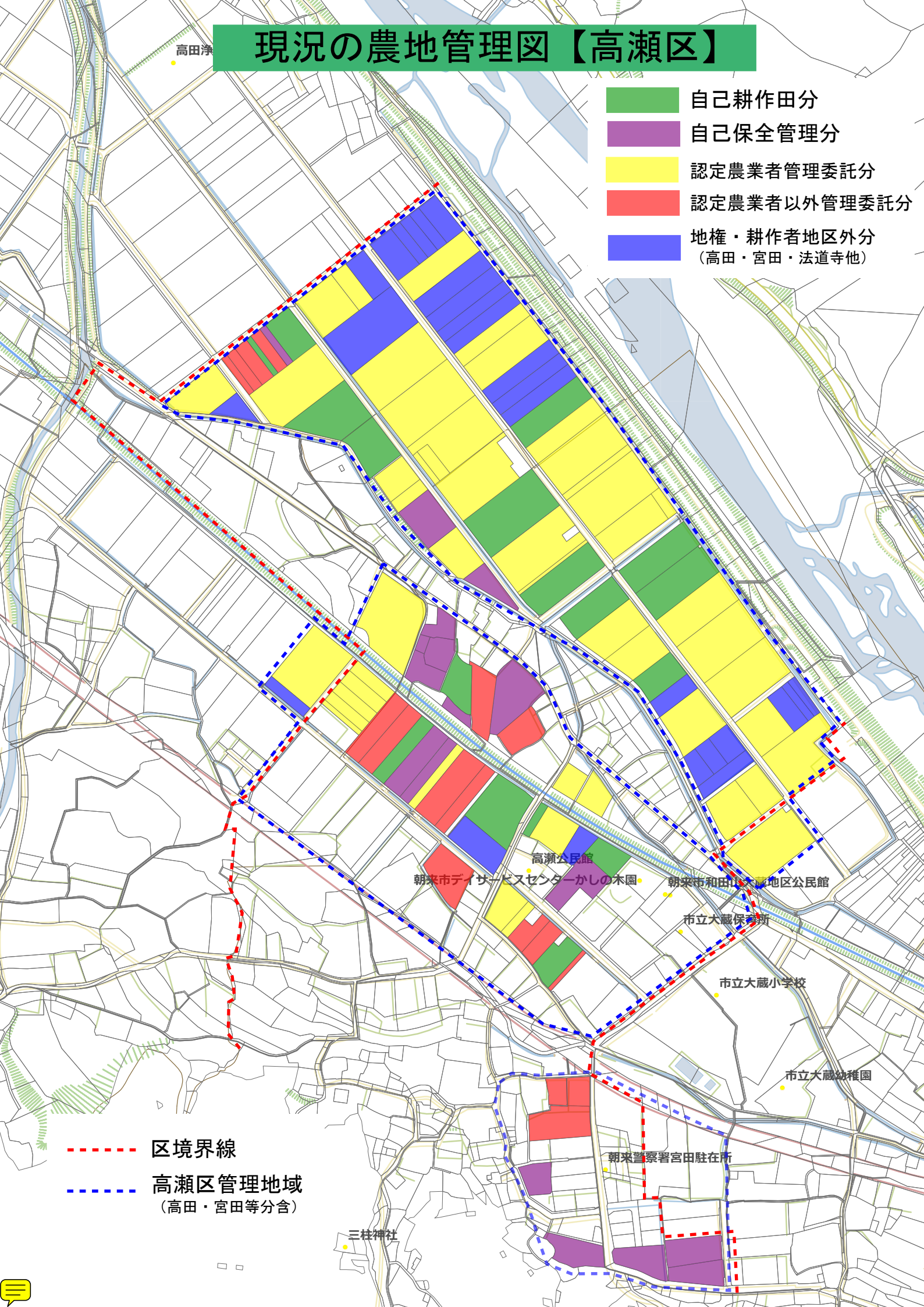
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

現況の農地管理図【高瀬区】

- 自己耕作田分
- 自己保全管理分
- 認定農業者管理委託分
- 認定農業者以外管理委託分
- 地権・耕作者地区外分
(高田・宮田・法道寺他)

- 区境界線
- 高瀬区管理地域
(高田・宮田等分含)



10年後の農地管理図【高瀬区】

- 自己耕作田分
- 自己保全管理分
- 認定農業者管理委託分
- 認定農業者以外管理委託分
- 地権・耕作者地区外分
(高田・宮田・法道寺他)

- 区境界線
- 高瀬区管理地域
(高田・宮田等分含)

高瀬公民館
朝来市サービスセンターかしの木園
朝来市和田山大蔵地区公民館
市立大蔵保育園
市立大蔵小学校
市立大蔵幼稚園
朝来警察署宮田駐在所
三柱神社